

平成 2 4 年

上尾市教育委員会 1 2 月定例会 議案

議 案 名

- 議案第59号 上尾市スポーツ推進審議会規則等の一部を改正する規則の制定について ----- 1
- 議案第60号 上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について ----- 4
- 議案第61号 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について ----- 16

議案第 5 9 号

上尾市スポーツ推進審議会規則等の一部を改正する規則の制定について

上尾市スポーツ推進審議会規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市スポーツ推進審議会規則等の一部を改正する規則

(上尾市スポーツ推進審議会規則の一部改正)

第 1 条 上尾市スポーツ推進審議会規則(昭和 5 1 年上尾市教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「教育総務部スポーツ振興センター」を「教育総務部スポーツ振興課」に改める。

(上尾市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 2 条 上尾市教育委員会事務局組織規則(平成 5 年上尾市教育委員会規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「規定する課又はセンター」を「規定する課」に改め、「を除く」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「課又はセンターごとに」を「課において」に改める。

第 2 条第 1 項中「又はセンター」を削り、同項の表を次のように改める。

部の名称	課の名称
教育総務部	総務課、生涯学習課、スポーツ振興課
学校教育部	学務課、指導課、学校保健課

第 2 条第 2 項中「又はセンター」を削り、同項教育総務部の部スポーツ振興センターの項を次のように改める。

スポーツ振興課

- (1) スポーツ・レクリエーション事業の企画及び運営に関すること。
- (2) スポーツ・レクリエーション施設(都市計画公園内の施設を除く。)の整備及び管理に関すること。

- (3) 学校体育施設の開放に関すること。
- (4) スポーツ関係団体に関すること。
- (5) 市民体育館に関すること。
- (6) 平方スポーツ広場に関すること。
- (7) 平方野球場に関すること。
- (8) 平塚サッカー場に関すること。

第3条第1項の表スポーツ振興センターの項を削り、同条第2項の表課及びスポーツ振興センターの部中「及びスポーツ振興センター」を削り、同部主席主幹の項中「課又はスポーツ振興センター」を「課」に改め、「又はスポーツ振興センター次長」を削り、同部主幹の項中「課又はスポーツ振興センター」を「課」に改め、「又はスポーツ振興センター次長」を削り、同部副主席の項第1号中「又はスポーツ振興センター次長」を削り、同表備考1及び備考2中「又はスポーツ振興センター次長」を削る。

第6条中「(スポーツ振興センターにあつては、所長及び次長)」を削る。

(上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部改正)

第3条 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則(平成13年上尾市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の表市民体育館の項を削る。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(教育総務部スポーツ振興センターに関する読替え)

2 この規則の施行の際教育総務部スポーツ振興センターに勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、教育総務部スポーツ振興課に勤務を命ぜられたものとする。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の4第2項の規定に基づく市長との協議を踏まえ、教育委員会事務局における組織を廃止し、及び新設するため、所要の改正を行うとともに、併せて規定の整理を行いたいので、この案を提出する。

議案第 60 号

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則の制定について
上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 24 年 12 月 26 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市民体育館管理規則の一部を改正する規則

上尾市民体育館管理規則（昭和 55 年上尾市教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 16 条」を「第 18 条」に改める。

第 2 条第 1 項中「教育委員会」を「条例第 12 条に規定する指定管理者（以下単に「指定管理者」という。）」に改め、同条第 2 項本文中「前項」を「前項本文」に、「7 日」を「3 日」に改め、同項ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第 3 条第 1 項中「上尾市民体育館利用許可書兼領収書」を「上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書」に改め、「又は上尾市民体育館利用変更許可書兼領収書（第 4 号様式）」を削り、同条第 2 項中「（第 5 号様式）」を「（第 4 号様式）」に、「使用料」を「利用料金（条例第 15 条第 1 項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）」に改める。

第 4 条中「施設等」の次に「（条例第 2 条第 1 号に規定する施設等をいう。次条において同じ。）」を加え、「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第 5 条を次のように改める。

（利用後の点検）

第 5 条 条例第 5 条第 1 項の許可を受けた者は、施設等の利用が終わったとき、又は条例第 9 条の規定により当該施設等を原状に復したときは、指定管理者による点検を受けなければならない。

第 6 条ただし書中「教育委員会の許可」を「指定管理者の許可（物品の販売及び宣伝その他これらに類する行為が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を必要とする場合にあっては、教育委員会の当該許可）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 指定管理者は、前項ただし書の許可をするときは、あらかじめ教育委員

会の承認を得なければならない。

第7条の見出しを「（利用料金の納付）」に改め、同条中「第12条の使用料」を「第15条第1項の規定による利用料金の納付」に、「納付するものとする」を「、これを行わなければならない」に改め、同条に次の2項を加える。

2 利用料金のうち、体力相談室兼トレーニング室の利用（個人利用の場合に限る。）に係るものについては、プリペイドカードにより納付することができる。

3 前項のプリペイドカードの種類及び料金は、別表第1のとおりとする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金の額」に改め、同条中「第12条第2項の規定に基づく」を「別表1の表及び2の表に規定する」に、「使用料」を「利用料金の額」に、「別表」を「別表第2」に改める。

第12条の見出しを「（その他）」に改め、同条中「この規則」を「条例及びこの規則」に、「必要な事項」を「体育館の管理に関し必要な事項」に、「上尾市教育委員会教育長が」を「条例第13条に規定する指定管理者が行う管理の業務の範囲のうちにある事項については指定管理者が教育委員会の承認を得て定め、その他の事項については教育委員会が別に」に改め、同条を第13条とする。

第11条を削る。

第10条の見出しを「（利用料金の返還の額等）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「第14条ただし書の規定による使用料の還付」を「第17条ただし書の規定により返還する利用料金の額」に、「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第1号中「第14条第1号」を「第17条第1号」に、「全額」を「既納の利用料金の全額」に改め、同項第2号中「第14条第2号」を「第17条第2号」に、「教育委員会がその都度定める割合」を「既納の利用料金に指定管理者が利用することのできなくなった理由等を勘案してその都度教育委員会の承認を得て定める割合を乗じて得た額」に改め、同条第2項中「第14条ただし書」を「第17条ただし書」に、「使用料の還付」を「利用料金の返還」に、「上尾市民体育館使用料還付申請書（第7号様式）」を

「上尾市民体育館利用料金返還申請書（第 8 号様式）」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第 1 2 条とする。

第 9 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条第 1 項各号列記以外の部分中「第 1 3 条」を「第 1 6 条」に、「使用料」を「利用料金」に、「定めるとおりとする」を「掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるところによる」に改め、同項第 1 号中「スポーツ行事」を「行事」に改め、同項第 5 号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第 2 項中「第 5 条」を「第 1 6 条」に、「使用料の」を「利用料金の」に、「上尾市民体育館使用料減額・免除申請書」を「上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第 1 0 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者による利用料金の減免についての承認申請）

第 1 1 条 指定管理者は、利用料金を減額し、又は免除することにつき条例第 1 6 条の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書（第 7 号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。

第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（指定管理者による利用料金の額についての承認申請）

第 9 条 指定管理者は、利用料金の額について第 1 5 条第 4 項の承認を受けようとするときは、上尾市民体育館利用料金承認申請書（第 5 号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。

別表中「使用料」を「利用料金の額」に改め、同表更衣ロッカーの項を次のように改める。

アリーナ空調設備	1 式	1 時間につき	4, 0 0 0 円
----------	-----	---------	------------

別表を別表第 2 とし、附則の次に次の 1 表を加える。

別表第 1 （第 7 条関係）

種 類	料金の額
利用度数 1 1, 0 0 0 円分	1 0, 0 0 0 円
利用度数 5, 5 0 0 円分	5, 0 0 0 円
利用度数 2, 7 5 0 円分	2, 5 0 0 円

備考 プリペイドカードの料金は、発行の際に徴収する。

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

第1号様式（第2条関係）

上尾市民体育館利用許可申請書

年 月 日

(宛先)

指定管理者

ふりがな

団体名 _____

(登録番号)

住所 _____

申請者 氏名 _____

電話番号 _____

上尾市民体育館の利用について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的					
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	予定人数	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
備考					

第 2 号様式（第 2 条関係）

上尾市民体育館利用変更許可申請書

年 月 日

(宛先)

指定管理者

ふりがな

団体名 _____

(登録番号)

住所 _____

申請者 氏名 _____

電話番号 _____

上尾市民体育館の利用の変更について許可を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日							
変更前				変更後			
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	利用年月日	曜日	利用時間	利用施設
変更理由							
備考							

第3号様式（第3条関係）

上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書

許可年月日		
団体名 (登録番号)		
代表者	住所	
	氏名	
	電話番号	

次のとおり上尾市民体育館の利用を許可します。

指定管理者

印

利用目的					
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	利用料金	
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
				施設利用料金	
				附属設備利用料金	
減免（有・無）				合計納付額	
※ 注意事項				上記の金額を領収しました。	

第 4 号様式（第 3 条関係）

発行年月日	整理番号
施 設 名	
一般・学生	
(当日 1 回限り有効)	
発行時間	利用料金の額
指定管理者	

※縦 30 ミリメートル 横 57.5 ミリメートル

発行年月日	整理番号
施 設 名	
児童・生徒	
(当日 1 回限り有効)	
発行時間	利用料金の額
指定管理者	

※縦 30 ミリメートル 横 57.5 ミリメートル

第 5 号様式（第 9 条関係）

上尾市民体育館利用料金承認申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

所在地

指定管理者の名称

印

上尾市民体育館条例第 15 条第 4 項の利用料金の額を次のとおり定めることについて、承認を受けたいので申請します。

第 6 号様式（第 1 0 条関係）

上尾市民体育館利用料金減額・免除申請書

(宛先)

指定管理者

申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

団体名（登録番号） _____

代表者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

上尾市民体育館の利用料金の減額
免除を受けたいので、次のとおり申請します。

利用目的						
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	予定人数	利用料金	
1						
2						
3						
4						
5						
減額又は免除を受けようとする理由				合計利用料金		
減額又は免除の別及び金額			減 額 () ・ 免 除			
備 考						

第 7 号様式（第 1 1 条関係）

上尾市民体育館利用料金減額・免除承認申請書

年 月 日

(宛先)

上尾市教育委員会

所在地

指定管理者の名称

印

上尾市民体育館条例第 1 6 条第 1 項の利用料金を次のとおり（減額・免除）することについて、承認を受けたいので申請します。

第7号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式（第12条関係）

上尾市民体育館利用料金返還申請書

(宛先)

指定管理者

申請年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

団体名(登録番号) _____

代表者

住 所 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

上尾市民体育館の利用料金の返還を受けたいので、次のとおり申請します。

許可年月日						
利用年月日	曜日	利用時間	利用施設	予定人数	利用料金	
1						
2						
3						
4						
5						
返還を受けようとする理由					合計利用料金	
利用料金	既に納付された利用料金の額		返還割合	返還される利用料金の額		
備 考						

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、上尾市民体育館条例の一部を改正する条例（平成24年上尾市条例第20号）の施行の日（平成25年4月1日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に行う利用の許可に係る申請及び利用の許可の変更に係る申請から適用し、この規則の施行の日前に行う利用の許可に係る申請及び利用の許可の変更に係る申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に交付された改正前の第3号様式による上尾市民体育館利用許可書兼領収書及び第4号様式による上尾市民体育館利用変更許可書兼領収書（この規則の施行の日において当該許可書に記載された利用年月日が到来していないものに限る。）は、改正後の第3号様式による上尾市民体育館利用（利用変更）許可書兼領収書とみなす。

提案理由

上尾市民体育館の管理を平成25年4月1日から指定管理者に行わせるものとした上尾市民体育館条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うとともに、プリペイドカードによる利用料金の納付制度を導入するなど、利用者の利便性の向上を図るため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 6 1 号

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程及び上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

(上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程の一部改正)

第 1 条 上尾市教育委員会事務局及び市立教育機関の職員の服務に関する規程(平成 2 0 年上尾市教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表 2 の項中「(スポーツ振興センター次長を除く。)」を削り、「主席副参事 スポーツ振興センター所長」を「主席副参事」に改め、同表中 3 の項を削り、4 の項を 3 の項とし、5 の項を削り、同条第 2 項の表 4 の項中「公民館長 市民体育館長」を「公民館長」に改め、「(市民体育館長にあっては、スポーツ振興センター所長)」を削り、同表 5 の項中「、市民体育館」を削る。

(上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程の一部改正)

第 2 条 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程(平成 2 2 年上尾市教育委員会訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「スポーツ振興センター所長及び図書館長並びにスポーツ振興センター次長」を「図書館長」に改め、「、市民体育館長」を削り、同条第 2 項中「スポーツ振興センター所長及び図書館長並びにスポーツ振興センター次長」を「図書館長」に改め、「、市民体育館長」を削る。

第6条の表教育長の項第2号中「スポーツ振興センター及び」、「分掌し、又は」及び「それぞれスポーツ振興センター所長又は」を削り、同表部長の項第1号中「スポーツ振興センター及び」、「分掌し、又は」及び「それぞれスポーツ振興センター所長又は」を削り、同項第2号中「スポーツ振興センター及び」、「分掌し、又は」及び「それぞれスポーツ振興センター次長又は」を削り、同表スポーツ振興センター所長の項を削り、同表課長、スポーツ振興センター次長又は図書館次長の項中「、スポーツ振興センター次長」を削る。

第13条の見出し中「スポーツ振興センター所長等」を「図書館長及び図書館次長」に改め、同条第1項中「スポーツ振興センター所長及び」を削り、同条第2項中「スポーツ振興センター次長及び」を削る。

第14条中「、市民体育館長」を削る。

別表第1 共通決裁事項・専決事項の表8の項第3号イ、第5号イ、第7号イ及び第9号イ中「、主席副参事及びスポーツ振興センター所長」を「及び主席副参事」に改める。

別表第2 教育総務部総務課の表3の項第3号ア中「、スポーツ振興センター所長」及び「、スポーツ振興センター次長」を削り、「、公民館長及び市民体育館長」を「及び公民館長」に改め、同項第8号ウ中「、スポーツ振興センター所長」及び「、スポーツ振興センター次長」を削り、「、公民館長及び市民体育館長」を「及び公民館長」に改め、同項第9号オ中「、スポーツ振興センター所長」及び「、スポーツ振興センター次長」を削り、「、公民館長及び市民体育館長」を「及び公民館長」に改め、同項第10号ウ中「、スポーツ振興センター所長」及び「、スポーツ振興センター次長」を削り、「、公民館長及び市民体育館長」を「及び公民館長」に改め、同項第12号イ中「、スポーツ振興センター所長」及び「、スポーツ振興センター次長」を削り、「、公民館長及び市民体育館長」を「及び公民館長」に改める。

別表第2 教育総務部生涯学習課の表の次に次のように加える。

教育総務部スポーツ振興課

事項	事務	教育委員会決裁	教育長専決	部長専決	課長専決
1 市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務	(1) 上尾市立東小学校屋外運動場夜間照明施設の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
	(2) 上尾市平方スポーツ広場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
	(3) 上尾市平方野球場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
	(4) 上尾市平塚サッカー場の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。				○
2 教育財産の管理に関する事項	(1) 上尾市平方スポーツ広場の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
	(2) 上尾市平方スポーツ広場の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの
	(3) 上尾市平方野球場の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
	(4) 上尾市平方野球場の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの
	(5) 上尾市平塚サッカー場の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。				○
	(6) 上尾市平塚サッカー場の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。			重要なもの	軽易なもの
	(7) 学校開放事業による学校施設の利用（特別教室の利用を除く。）に係る利用団体を登録し、又は当該施設の利用を許可し、若しくは当該許可に係る事項の変更を許可すること。				○
3 スポーツに関する事項	(1) スポーツに関する事業計画を決定すること。			○	
	(2) スポーツ推進委員の研修会を企画すること。			○	
	(3) 体育備品を貸し出すこと。				○

別表第3を次のように改める。

別表第3（第13条関係）

教育総務部図書館専決事項

事項	事務	図書館長専決	図書館次長専決
1 庶務に関する事項	(1) 公簿を閲覧させること。		○
	(2) 公簿による証明をすること。		○
	(3) 公簿によらない証明をすること。		軽易なもの
	(4) 証明書、許可書等を書き換えし、又は再交付すること。		○
	(5) 通知、督促、請求、申請、申込み、届出、照会、依頼、回答、報告、意見の具申、進達等をする事。		軽易なもの
	(6) 通知書、督促状、請求書、申請書、申告書、届出書、照会書、依頼書、回答書、事前協議書その他これらに類する書面を受理すること。		○
	(7) 保管文書の保存又は廃棄を決定すること。		○
2 事務分掌に関する事項	(1) 主幹以下の職にある所属職員を図書館のグループに配置すること。		○
	(2) リーダー又はサブリーダーとなる職員を指名すること。		○
	(3) 所属職員の事務の分担を決定すること。		○
	(4) 図書館次長を補佐する職員を指名すること。		○
3 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事項	(1) 遅参、早退、年次休暇及び特別休暇（勤務時間条例第14条第2項第3号及び第19号に規定するものを除く。）を承認すること。 ア 図書館次長 イ 主席主幹以下の職にある者	○	○
	(2) 所属職員の時間外勤務命令をすること。		○
	(3) 勤務時間条例第8条の2第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による深夜勤務の制限を承認すること。 ア 図書館次長 イ 主席主幹以下の職にある者	○	○
	(4) 所属職員について、勤務時間条例第8条の2第2項及び第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による時間外勤務の制限を承認すること。		○
	(5) 旅行命令（研修に関する旅行命令を除く。）を発すること。 ア 図書館次長 イ 主席主幹以下の職にある者	○	○
	(6) 勤務時間条例第5条の規定による週休日の振替及び半日勤務時間の割振変更をすること並びに勤務時間条例第8条の3第1項の規定による時間外勤務代休時間の指定及び勤務時間条例第10条第1項の規定による代休日の指定をすること。 ア 図書館次長 イ 主席主幹以下の職にある者	○	○

4	情報公開制度及び個人情報保護に関する事項	(1) 行政文書の公開決定等を行うこと。		○
		(2) 個人情報の開示決定等及び訂正決定等を行うこと。		○
5	後援名義の使用承認及び教育委員会の授賞に関する事項	(1) 後援等名義の使用の承認を行うこと。		定例的な事業に関するもの
		(2) 教育委員会教育長賞の授賞の決定を行うこと。		定例的な事業に関するもの
6	市長の権限に属する事務のうち教育委員会が委任を受けた事務に関する事項	上尾市図書館瓦葺分館集会室の使用料を徴収し、減免し、又は還付すること。		○
7	教育機関の管理に関する事項	(1) 図書館、分館及び公民館図書室の資料を選択すること。		○
		(2) 図書館資料の寄贈及び寄託を受けること。		○
		(3) 上尾市図書館瓦葺分館集会室の利用団体を登録すること。		○
		(4) 視聴覚教材教具を選択すること。		○
		(5) 視聴覚教育講習会の認定書及び終了書を交付すること。		○
8	教育財産の管理に関する事項	(1) 図書館、分館又は公民館図書室の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。	重要なもの	軽易なもの
		(2) 上尾市図書館瓦葺分館集会室の利用を許可し、又は当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、若しくは当該許可を取り消すこと。		○
		(3) 上尾市図書館瓦葺分館集会室の用に供する教育財産の目的外使用を許可し、又は当該許可を取り消すこと。	重要なもの	軽易なもの

備考 この表の図書館長専決の欄及び図書館次長専決の欄のそれぞれの欄中に表示した○印又は文言は、当該事項について、その相当欄の職にある者が専決権限を有することを示す。

別表第4の1の項から3の項までの規定中「、市民体育館長」を削り、同表中5の項を削り、6の項を5の項とし、7の項を6の項とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の4第2項の規定に基づく市長との協議を踏まえ、教育委員会事務局における組織を廃止し、及び新設するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。